

EUにおける新会社の設立認可取得について

東京海上ホールディングス株式会社(取締役社長 グループ CEO 永野 毅、以下「当社」)は、英国の欧州連合(以下、EU)離脱後にEU域内国の事業を継続するため設立準備を行ってきたルクセンブルクの損害保険新会社について、現地および本邦保険監督当局から必要な認可を取得しましたのでお知らせします。

1. ルクセンブルク新会社設立の認可取得について

2017年9月6日に、英国のEU離脱後、当社グループとして日系企業を含むお客様の保険引受およびサービスの提供を継続するため、ルクセンブルクに損害保険会社を設立すべく同国保険監督当局に認可申請手続きを開始した旨、お知らせしました。(*)

今般、ルクセンブルクおよび本邦の保険監督当局から必要な認可を取得しましたので、ここにお知らせいたします。

なお、新会社の社名はTokio Marine Europe S.A.となります。

2. Tokio Marine Europe S.A.の格付けについて

2018年5月7日、Tokio Marine Europe S.A.は格付け機関であるStandard & Poor's社からAA-/Outlook Positive(ダブルAマイナス、アウトルックポジティブ)の格付けを取得しましたことを併せてお知らせいたします。

3. 新会社の開業およびお客様の保険引受およびサービス体制について

新会社は2018年下半期の開業を目指して、今後、準備を行って参ります。

また、新会社でのEU域内各国における、お客様の保険引受および支店網を含むサービス体制はほぼ従来通りとなる予定です。

EUは当社グループにとって重要なマーケットであり、今後ともグループのノウハウを結集し、新会社の安定した財務基盤をベースに、お客様のニーズに合った質の高い商品・サービスを提供することで、EU域内国での保険事業の維持・発展と、お客様への安心と安全の提供に貢献して参ります。

(*)英国のEU離脱によって在英保険会社は早ければ2019年3月にもEU単一パスポート(EU域内の保険営業免許)を喪失する見込みとなったため、当社グループとして、EU域内国における事業継続に向けてルクセンブルクに損害保険新会社を設立することとしました。その後、英国は、EU離脱について2020年12月末までの移行期間をEUと暫定合意しておりますが、当社グループは当初の方針に沿ってルクセンブルクにおいて損害保険会社を設立すべく準備して参りました。

以上